

ぶんきょうくしょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りようなら
文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思
そつう そくしん かん じょうれい
疎通の促進に関する条例

ぶんきょうく ぶんきょうくきほんこうそう りねん
文京区は、文京区基本構想の理念にのっとり、全ての人が
しょうがい うむ ひと そんなちよう たが たちば おも
障害の有無にかかわらず、等しく尊重され、互いの立場を思い
こどう びようどう たちば
やりながら行動するとともに、平等な立場であらゆる分野の活動
さんか ちいきしゃかい じつげん めざ
へ参加することができると地域社会の実現を目指している。

しょうがいしゃ
そのためには、障害者にとって、可能な限り、その必要とする
じょうほう しゅとくおよ りようなら いしそつう しゅだん
情報の取得及び利用並びに意思疎通のための手段についての
せんたく きかい かくほ ひつよう とうがいじょうほう しゅとく
選択の機会が確保されることが必要であり、当該情報の取得
およ りようなら いしそつう えんかつ じゅうぶん おこな
及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが

じゅうよう

重要である。

ぶんきょうく しょうがいしゃ じょうほう じゅうたくおよ じょうほうなら
文京区は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思
そつう そくしん とく すべて ひと ささ あ あんしん ぐ
疎通の促進に取り組むことで、全ての人が支え合い、安心して暮ら
すことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定す
る。

もくてき

(目的)

だいいちじょう じょうれい しょうがいしゃ じょうほう じゅうぶん しゅうたく
第一条 この条例は、障害者が情報を十分に取得し、
およ じょう なら えんかつ いしそつう はか そくしん
及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることを促進するため
きほんりねん さだ く くみんおよ じぎょうしゃ せきむ あき
の基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにする
とともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、全ての人が

しょうがい しょうがい
障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域
しゃかい じつげん
社会を実現することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だいにじよう じようれい
第一条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、
とうがいかくごう さだ
それぞれ当該各号に定めるところによる。

- いち しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつ
一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害 (発達
しょうがい ふく
障害を含む。)その他の心身の機能の障害 (以下「障害」
という。)がある者であつて、しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき
障害及び社会的障壁
しょうがい もの
(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を
いとな うえ しょうへき しゃかい
営む上で障壁となるような社会における事物、制度、
じぶつ せいど

慣行、観念その他一切のものを用いる。により継続的に
日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態
にあるものをいう。

二に

情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段 手話、要約
筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、
平易な表現、代筆、代読、ICTを活用したコミュニケーション
ツールその他障害者が日常生活又は社会
生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並び
に意思疎通のための手段をいう。

三さん

区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住む人、働く

ひとおよびまなひと
人及び学ぶ人をいう。

よん じぎようしや くない
四 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の

だんたいまた こじん
団体又は個人をいう。

ご とうじしやだんたい しゆ
五 当事者団体 主として障害者及び障害者と日常

せいかつ とも ものとう こうせい だんたい
生活を共にする者等をもって構成される団体をいう。

きほんりねん
(基本理念)

だいさんじよう しょうがいしや じようほう しゆとくおよ りようなら いし
第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思

そつう そくしん つぎ かか じこう きほんりねん おこな
疎通の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならぬ。

いち しょうがいしや かのう かぎ しょうがい とくせい おう
一 障害者は、可能な限り、それぞれの障害の特性に応じ

じょうほう しゅとくおよ りようなら いしそつう しゅだん てきせつ
た情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段を適切に
せんたく
選択することができなければならないこと。

二に しょうがいしゃ かのう かぎ しょうがいしゃ もの しゅとく
障害者は、可能な限り、障害者でない者が取得する
じょうほう どういつ ないよう じょうほう どういつ じてん
情報と同一の内容の情報をも同一の時点において取得
することができなければならないこと。

三 さん すべ ひと しょうがい うむ そうご そんちよう
全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重され
なければならないこと。

く せきむ (区の責務)

だいよんじょう く くみん じぎょうしゃ くにおよ た ちほうこうきようだんたい
第四条 区は、区民、事業者、国及び他の地方公共団体そ
たかんけいきかんとう きようりよく ぜんじよう きてい きほんりねん いか
の他関係機関等と協力し、前条に規定する基本理念（以下

「基本理念」といふ。もとに基づき、施策を推進するものとする。

（区民の責務）

第五条 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、

障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

する。

（施策の推進）

第七條 区は、第四条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を推進するものとする。

一 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策

二 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の普及及び啓発に関する施策

三 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質向上のための施策

四 よん ぜんさんごう かか 前三号に掲げるもののほか、
くちよう ひつよう 区长が必要があると認められた
みと

施策 しきく

2 区は、
ぜんこうかくごう かか 前項各号に掲げる施策の推進に当たり、
しょうがいしゃ 障害者

基本法 きほんほう しょうわよんじゅうごねんほうりつだいはちじゅうよんごう だいじゅういちじよう
(昭和四十五年法律第八十四号) 第十一条

だいさんこう きてい 第三項に規定する市町村障害者計画及び障害者の
しちようそん しょうがいしゃけいかくおよ しょうがいしゃ

にちじようせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん
日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
ほうりつ

へいせい じゅうななねん ほうりつ だいひやくにじゅうさんごう だいはちじゅうはちじよう
(平成十七年法律第二百二十三号) 第八十八条

だいいちこう きてい 第一項に規定する市町村障害福祉計画との整合性を図る
しちようそん しょうがいふくしけいかく せいごうせい はか

ものとする。

3 区は、
く だいいちこうかくごう かか 第一項各号に掲げる施策の推進、実施状況の点検
しきく すいしん じつしじようきよう てんけん

および見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要
があるとき、当該団体から意見を聴取する機会を
設けるものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。